

奥津ゴルフ倶楽部 友の会 会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、奥津ゴルフ倶楽部友の会(以下「友の会」という。)と称する。

第2条 (目 的)

友の会は、奥津ゴルフ倶楽部(以下「ゴルフ倶楽部」という。)の施設利用を通じて、健全なゴルフの普及と向上に努めると共に、友の会会員(以下「会員」という。)相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (権 利)

会員は、ゴルフ倶楽部の経営に関する権利を有しないことを確認するものとする。

第4条 (運 営)

友の会の経営は、すべてゴルフ倶楽部で行う。

第5条 (会則の改定)

友の会会則の改定は、ゴルフ倶楽部で定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

第6条 (細 則)

友の会会則に定めない事項については、必要に応じゴルフ倶楽部がこれを定める会員に報告するものとする。

第2章 会 員

第8条 (入会手続き)

友の会に入会しようとする者は、所定の申込手続きを行い、入会しなければならない。

第9条 (有効期間)

毎年3月1日から翌年の2月末日迄とする。但し二年会員は、翌々年の2月末日迄とする。

第10条 (入会資格)

18歳未満の者は親権者の同意を必要とする。

暴力団員及び反社会的勢力関係者と、ゴルフ倶楽部の施設を利用することが好ましくない者は入会できない。

第11条 (年会費)

年会費は友の会の定める金額とし、入会時又は更新時に全額を納入する。但し諸事情により退会しなければならない場合、オープン前であれば納入した金額は返金する。オープン日以後に於いては返金しないものとする。

第12条 (資格の喪失)

会員は、次の事由が生じたときは、その会員の資格を失う。

- (1) 会員の退会、除名、死亡。
- (2) ゴルフ倶楽部の会則及びその他、ゴルフ倶楽部が定める規則に違反したとき。
- (3) 組織暴力団の構成員又は反社会的勢力関係者と判明したとき。
- (4) ゴルフ倶楽部又は友の会の名誉及び信用を傷つけ、又は秩序を乱したとき。
- (5) 会員としての品位を損なうと認められる行為及び犯罪行為のあったとき。
- (6) 所定の更新手続きを行われずに有効期間が満了したとき。
- (7) その他、会員として不適切とゴルフ倶楽部が判断したとき。

第13条 (会員証)

友の会は会員に対し、会員証を交付する。会員証の紛失、破損、盗難等の場合は、会員はゴルフ倶楽部に再発行を依頼するものとする。なお、退会時には、これを友の会に返還するものとする。

第14条 (会員証の提示)

ゴルフ倶楽部が会員に対し会員証の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

第15条 (会員証の効力)

会員証1枚につき会員本人のみ有効とする。但し法人会員は、法人会員証を発行する。

第16条 (住所変更等の届出)

会員が住所、氏名等の届出内容を変更した場合は、速やかに友の会にその旨を届け出なければならない。

第17条 (プレー期間)

プレー期間は、概ね毎年3月1日～12月下旬迄とする。但し、気象条件により変更する場合がある。

第18条 (特 典)

会員は、友の会の定める特典を受けることができる。

第19条 (義 務)

会員は、次の義務を負う。

- (1) ゴルフ倶楽部、友の会会則、エチケット・マナー等を遵守すること。
- (2) 友の会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと。
- (3) 会員相互の友好を心がけ、他の会員及びプレーヤーに迷惑を掛ける行為をしないこと。